（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第八条　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「児童福祉法」を「法人である未成年後見人及び児童福祉法」に、「第三十三条の八第二項」を「第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項」に改め、同条第三項第一号中「二人」を「二人以上」に改める。

附　則

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
環境大臣　細野　豪志

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十七号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の政令で定める地域は、次に掲げるものとする。

一　別表に掲げる市町村の区域

二　前号に掲げるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が都道府県知事に対して行った関係市町村の長若しくは関係事業者等に対し農林水産物（その加工品を含む。以下この号において同じ。）の出荷の制限を要請することの指示又は都道府県知事が関係市町村の長若しくは関係事業者等に対して行った農林水産物の出荷、販売等の制限の要請に係る地域であって内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域

附　則

この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日から施行する。

別表

北海道	広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町
青森県	八戸市　三沢市　上北郡おいらせ町　三戸郡階上町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　滝沢市　雫石町　葛巻町　岩手町　紫波郡　矢巾町　和賀郡　西和賀町　平泉町　胆沢郡　金ケ崎町　同郡　同郡　同郡